

新潟市告示第 261 号

証明書等自動交付事務委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項に基づき、課税（所得）証明書
 交付手数料の徴収及び収納を、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、次のとおり
 委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

徴収店舗	範囲	収納及び委託契約締結先
全国のコンビニエンスス トア等のうち、コンビニ交 付サービス対応のマルチ コピー機（キオスク端末） が設置されている店舗	・コンビニエンスストア事業等を行う者の直営店 ・コンビニ事業者等との間で加盟店基本契約を締結している加盟店 ・コンビニ事業者等とエリアフランチャイズを締結しているエリアフランチャイザーの直営店 ・エリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店	東京都千代田区一番町 2 5 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫